

島原市監査委員公表第1号

財政援助団体等監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知がなされたので、
地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年5月10日

島原市監査委員 徳永 清己
島原市監査委員 本多 秀樹

令和3年4月12日

島原市監査委員 徳永 清己 様

島原市監査委員 本多 秀樹 様

島原市長 古川 隆三郎



令和2年度 財政援助団体等監査の結果報告書に係る
措置等の状況について

標記のことについて、地方自治法第199条第9項の規定により提出された
監査の結果に関する報告に対し、同条第14項の規定による措置等の状況につ
いて別紙のとおり報告します。

令和2年度実施

財政援助団体等監査結果報告書に基づく措置等の内容

指摘事項等	措置等の内容
<p>【産業政策課】</p> <p>①補助金の交付決定については、事業の内容や収支計算書などを精査し、補助金の積算根拠を明確にすべきであり、又、実績報告による補助金額の確定については、補助対象経費に関する審査をおこなうことが必要であり、補助対象事業に関する帳簿やその支払いを証する証拠書類の提示を求め確認されたい。</p> <p>②補助金交付団体である島原市シルバー人材センターに対しては、地方自治法第221条第2項に定めるところにより、適切な指導監督を実施されたい。</p> <p>【公益財団法人 島原市シルバー人材センター】</p> <p>①補助金交付申請等にあたっては、補助対象事業費の科目、積算内訳や経費一覧表の作成・添付など、補助金の対象経費やその算定額を明確にするための根拠資料となる書類を提出されたい。</p>	<p>補助金の交付決定及び補助金額の確定については、補助金の対象経費に関する根拠資料等の提示を求め、適正な審査を行います。</p> <p>地方自治法第221条第2項の定めにより、予算の執行の適正を期するため、補助事業の実施状況の報告を求めるなど、適切な指導監督を実施します。</p> <p>補助金の対象経費等の根拠資料を添付します。</p>

<p>②次年度以降における予算編成は、運営経費の精査や直近における正味財産期末残高の増減推移などを反映した市補助金申請となるよう努められたい。</p> <p>③補助金実績報告書は、島原市高年齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱第7条並びに島原市補助金等交付規則第13条に定められたとおりに提出されたい。</p> <p>④島原市高年齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱第6条に定められた補助事業の実施状況に関する報告を市長へ報告されたい。</p>	<p>運営経費の精査や直近における正味財産期末残高の増減推移など事業計画に沿った予算編成を行います。</p> <p>4月末日までに提出します。</p> <p>9月末現在における状況を10月末日までに報告します。</p>
--	---